料金別納郵便



#### タフショップ遠州はお客さまの安心を守る、 地域の力強い味方!!

アイ・エーは県西部の代理店の中核を担う総轄代理店です。 株式会社アイ・エーは「お客さまを守る生涯のパートナーでありたい」という思いを共有する原発企業の力強い ネットワークを認かして、地域ウナバー1を目担し、暮らしの中に潜む様々なリスクからお客さまを守るために サイヤリタートしたします。

#### 「アイ・エー経営者通信」送付のご案内

陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立て を賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします

#### 新年度

年始の挨拶をしたばかりのような気がしますが、もう第一四半期が終わり、新年度に 突入です。決算、納税、人事、等々、多忙な時期を過ごされた皆様には大変お疲れ様 でございました。歓送迎会のピークを前にまん延防止法が解除されましたが、どうする?という微妙な雰囲気もあったかと思います。別れと出会いの季節となりました。

#### 組織改編

私どもの主要なパートナーの、あいおい二ッセイ同和損保(株)にも大きな組織改編がありました。それに合わせて、弊社にも大きな変化がございます。4月1日から、保険会社の支社機能の一部を弊社に移転し、静岡県西部地域での中核代理店として再スタートすることとなりました。日々の業務内容は今までと変わることはありませんが、より広い地域で、より多くのお客様と接して行くこととなります。この重責を担うことへのプレッシャーを痛感しつつ、現場に近いところから臨機応変に、お客様視点で対応できる代理店の立場を活かし、より質の高い保険業務運営を行って参ります。

#### 改装のご挨拶

再スタートを切るにあたり、業務と並行しながらのささやかな規模ではありますが、 弊社の改装工事を行ってまいりました。従来は2階のみでしたが、1階も使えるよう になり快適な空間になりました。これもお客様の変わらぬご愛顧のおかげと、心より 感謝しております。今までは手狭な事務所でしたが、接客スペースや打合せ用の会議 室もご用意いたしましたので、これからはお客様にも快適にお過ごし頂けるのではな いかと思います。お近くにおいでの際には、ぜひお立ち寄りくださいませ。この紙面 をお借りしまして、お客様のこれまでのご厚意に深く感謝するとともに、今後もより 一層のご指導ご鞭撻を頂き、さらなるお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申 し上げます。

#### ~トピックス~

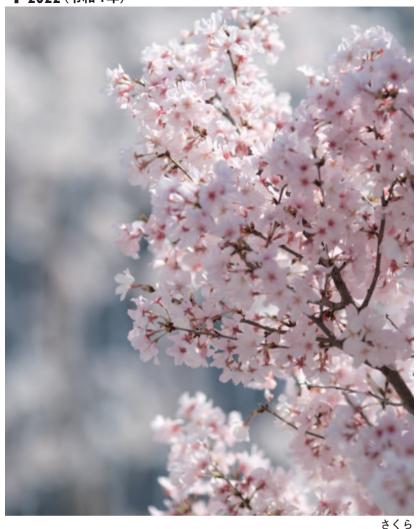
去年から今年に掛けて約3か月、弊社の改装工事がありました。2階から1階に、そしてまた2階に。身の回りの整理整頓が追いつかず、混乱しながら日常業務を行っておりました。そのような中で感じたこと。

まず、自分のスペースがあることの 有難さ。最近ではフリーアドレスとい うオフィスもあるようで、私たちもそ んなオシャレな事務所を一瞬夢見た のですが、とにかく紙の資料が多い 仕事ですので、大事な書類が所定 の位置にあることの大切さをあらた めて認識しました。

そして不要なものの多さ。この機会に全社員で断捨離を決行したのですが、業者さんも驚く廃棄物の量。機密書類の多さ。シュレッダー追いつかず、溶解処理に運んだ段ボールは数え切れず。かなりスッキリしましたので、これからはミニマリストを目指したいと思います。

そして、ルーティンワークの大切さ。 名もない家事という言葉もあります が、片付け、掃除、照明管理、施 錠、ありとあらゆることを決めていく ことに楽しさもありますが、ストレスも あり。管理するものを減らすことで管 理が楽になることも再認識しました。 ペーパーレスは大切です。(浅井)

#### 4 2022 (令和4年)



#### (卯月) APRIL 29日・昭和の日

	—月—	一火一	一水—	<b>一</b> 木一	- 金	-0
•	٠	٠	٠	٠	1	2
3	4	5	6	7	8	9
<i>10</i>	11	12	13	14	15	16
<i>17</i>	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	<i>30</i>

#### ワンポイント 成年年齢 4月から18歳に引下げ

民法改正により令和4年4月1日から成年年 齢が18歳に引き下げられました。税制におい ても、相続税や贈与税の計算の際に適用する 未成年者控除のほか、個人住民税の非課税措 置、贈与税の特例税率、相続時精算課税の適 用者、事業承継税制の受贈者などの年齢要件 が20歳から18歳となりました。

#### 4月の税務と労務 ●

国 税/3月分源泉所得税の納付 4月11日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日

国 税/8月決算法人の中間申告 5月2日

国 税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間 申告(年3回の場合) 5月2日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

劳 務/労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 5月2日

# 日本経済の現状と課題 経済財政白 [書] から見る

# 経済白書とは

今は、 日 1ナ禍 本経 の一つとして、「経 沿済 白書(経済白 0) として、「経済財経済情勢を見る手 の動きを分析し、 ع

れ に て 1 47年から毎年、発行 も格格 式済

9

0)

改善の方針を立てるため

さ

め、正式名称は「年次経済財め、正式名称は「年次経済財の資料や提言の役割を担うでの資料や提言の役割を担うでの資料や提言の役割を担うが高いといわれています。 といわれています。 はいいる資料です。 自め、 財政に済財政に議員

つ景日 本経済の現状として短期的· 経済白書の構成は、第一章: これからの景気はどのよう6り、現状の景気について述 」となっています。 で書かれています。 れています。 なは

がす。

済の変化

と課題」、

点および政策について() ています。 (および政策視点)が述べらいついて(日本経済の長期的)第二章に構造分析、政策関 れ視 連

河のレジリエンスは回復力や弾、柔軟な、とか、しなやかな、(名 Ł, 速」です。レジリエントは英語 持つ経済社会に向けた変革の加な日本経済へ:強さと柔軟性を 力性)の意味です。 でなじみのない言葉 令和3 **|本経済へ:強さと柔軟性をタイトルは「レジリエント** 度 版 は「レジリエント版の概要をみる ですが、

見ることにします。 次に、同年度版白書 0) 構 成 を

と第三 と政策関連 になっています。 景気はどうなってい マ 、クロ面 先に述 クロ面の課題であり、第一章は我が国経済の 第二章は「企業から見た我三章に分けて説明していま べた第二 については、 るか 0) 7の分析の現状と 第二 造 分 章析

です は 一雇 用 をめぐる変化 と課 題

に焦点を当てて、構造分析雇用(広く捉えれば「家計部 部 分析を行っていると言えます。 門)に焦点を当て、第三章 そして、 章 は 企 部門」) や改

## 1 第 一章 (景気論)の要旨

うらりり、歩みは緩やか。内で 「我が国の景気は回復局面により。」 によって抑制 と所得・雇用の循 |明という形で進めます。 歩みは緩やか。 環が 感染 文 抜 拡 大需あ 書粋

よる影響が大きいであるとしていま でしょう。 -現状の 景気 \*大きいといっれは新型コー 0) いますがは · う こ 口 緩 上 

復のカギ。具体的には、3つの済社会活動の段階的引上げが回て感染症の影響を抑える下、経「ワクチン接種の進展等を通じ ること て感染症の影響を抑える下、「ワクチン接種の進展等を诵 「期待と懸 念 の懸念を解 消 す

2 1 好調 大 な企業業績とアジア な消費意欲と感染 拡 の大

> (3) 50 年 方で増大した企 間 で ₺ な 1)

り、全体的には上がっていると説明。次に、企業の中にはと説明。次に、企業の中にはと説明。次に、企業の中にははがある。 る。 と見ています。 るしかか ね 消 費 ú 染 米拡大を抑え

ライ としています。これ があるからです。 アの感染が重要な要素になる さらに、 チェーンを通じ 企業業績には は、 て 0) 影サプ アジ

ます。 を奏し 後の企業債務の懸念を指 3 ば、 ていますが、感染収い、政府による支援が 摘 し東功

価に反映されれば、デフレ脱却改善を背景とした賃金上昇が物「これらを克服し、労働需給の の歩みを進めることに」

の不安が残りますが、こうし―つまり、現状では需要不足 ものとすることで内需を持悪念を解消し、期待を現実

ば、デフレ脱却への歩みを進物価に反映されることになれ景とした基調的な賃金上昇がち直し、労働需要の改善を背 ・ます。 ることになる、 と分析して

# 第二章(企業編)の要旨

の動き、 ・動き、を課題に挙げていま-コロナ禍を契機とする変革 重 |苦」の解消の途上にある

しています。 変革の動きも見られると指摘 全に解消しているわけではなポジティブに見られるが、完 重 、ということです。 業部 の解消 つまり、 門を総 れるが、・ ・解消の途上と -・おすると そして、

企業にとって成長 への )課題 ع

- の開発インセンティブ強化、れを担うソフトウェア業界で) デジタル化の実装加速、そ ·解消 『報通信業の投資・人材不足 である。
- ーションによるエネ た世界的な動きの中、 カーボンニュートラル ル バギイに 向

為替に対しては対

応

力 が

ジ済

け足

ンサイト

١ 引 |げ実現と電力 コ ス

- 思われます。 ることですが、 反映し強調したと言えるとっことですが、前政権の意向っこと②は前から言われている。 持等のコスト上昇を抑制」
- している6重苦への理解でおくべき箇所は、企業が喜おくがおされがいる。 3は、人口減少を ると思います。 であることを指摘しています。 ・企業経営者の方がおさえて、国経済の変化と課題」で中第二章の「企業から見た我 地方は特に課題減少をいかに抑 への理解であ 企業が直面

- ^ と当て取り上げることにしましたカッて、この点に焦点 したがって、この点に焦

は、解消したもの、してないも 「企業が直面してきた「6重苦」 が頃かか 要説明資料」の企業の 要説明資料」の企業の「6重が、6重苦は表のとおり(「概頃から苦しめられた課題ですー6重苦は、東日本大震災の じの 存在 状況より抜粋)。

かつてに比べれば EPA(自由の ラいてきている

**(4) (3)** 労働

**(5)** 新たな成 長 0) 要因 にし た

6 負 担 が 高 ま 11 る 0)

7 際的に見てより鮮生。デジタル化の屋 デジタルの解消したい てきた 遅 朔 n に は、 な つ国

見直しの動きに触れていますが、に業態転換やサラシン 業態転換 第二章・ 企業編では、 チェーン そ 0)

ュームがあり、いずれにしまし ずれにしましても白書はボ のとなっています。 で説明しましたが、 内閣府のホームペー からダウンロード 読みごたえが ij 経 で

なっては ればネックと田貿易)は、

と変らな 変らない 労働市場の硬直性 国際的に見て高/

世は以前にはない

の方向性を考えてみてはいかが白書の全体を読むより説明資料白書ので、自社の経営状況を頭ますので、自社の経営状況を頭に浮かべながら一度今後の経営に浮かべながら一度今後の経営料 の方向性を考えてみてはいに浮かべながら一度今後のますので、自社の経営状況 でしょうか。

企業の「6重苦」の状況(抜粋)						
	現状	評価				
①円高	円高は解消 85.03(2021/6 末)	ー 為替変動に対し以前よ りレジリエントに				
② EPA の遅れ	TPP11、日 EU・EPA 他 24 か国と発効・ 署名 輸出入の約5割(2021/1末)	•				
③法人税高	29.74% (法人実効税率: 2018 年度以降)	•				
④労働市場の硬直性	正規雇用者数:3,529万人 非正規雇用者数:2,165万人(2020年)	<b>A</b>				
⑤環境規制	2030年度までに温室効果ガス 46%削減(2013年度比) (2021年)	ー 新たな成長の源泉に				
⑥電力不足・コスト高	17.0 円/ kWh (産業向け:2019 年度)	<b>A</b>				
新たな 課題 デジタル化の遅れ	感染拡大下で IT 化の遅れがより鮮明に	×				

# 」向・転籍に

提

来に

が前に

事することを指

常 業契

た たまの

出会

向社

先 と

企 0

業 労働 で 通

すののる。に毛承 に手季春 子法として一字節です。こ 出出 」と「転 不で人 で人の事 に中異 籍 あれ事行 りまも流れ

イ税 ン務今 トの回 を取るは、 理い出 に向 L します。 9 い転 て、 籍 13 そ 関 のする

業ばれ転 にれを籍出 て縮は向 いめ一は して新たな企業の形ます。いずれも他ので 「出向・転籍」と 転籍出向」といい、 指のと 向 揮企呼こ

前将務 約 2

契約を結 (約を結ぶものです。 主義は、元の会社と新たな労働契 を終了し転籍先と新たな労働契 長として行われます。 を転

#### 向 者の 給与と賞

出 人が、取扱 出 vi とし 者にて

中では、大田市大学して多い、「出向元法人が出向者に給与を支払い、出向先法人が出向者に給力が多い場合 お与較差を補填するため出向元法人が負担する給与は、出向元法人の損金に当たります。しかし、出向元法人が支払う給与の方が多いときには、そのことに合理的な理由がない場合は出向先法人への「寄附金」として取り扱われます。 お与較差を補填する合理的な 報句扱われます。 おり扱われます。

みる負出 を補す

図す を出参 が、大きな違い 残した (別)。 下 で就 労することを があります L ま

在籍出向 出向契約 出向元 A 社 労働契約

① な 図 \$ 出向向出の 元者向が 先 法人 ŋ が経 営不

振

にば、負 元法人に 7 お 段取りて 報も は れて 報も は 法

出向先 B 社 労働契約 労働提供 (2)

#### 転籍(移転)出向 向 出向契約 い法 出向元 A 社 出向先 B 社 労働契約 労働契約 契約解除 労働提供

出向先法人が 払う負担金は、 として取り し、出向者の特 で技術指導料を 合など、負担全ない。 的な理由がなって技術指導を として取り扱われます。ませんが、そうでないと「寄 負担することに合理 担金の方が多い場合 取り扱います。しか は、出向者に対する 人が出向元法人にす 人が出向元法人にする る場合 は問題 

#### て出 員向 となっている場合、者が出向先法人に お 41

人が支出した。人が支出した。 当合に 出する給与負担において、次のにおいて、次の 担金は、出向に次のいど 役景法れて

れ総 総会や社員総会などで決議給与として出向先法人の枠その給与負担金の額が恐与に該当します。

公議される 発員

7

いのに 係出 観があらかじょ 係る出向期間の 田向契約等に といること で給与負担において出力 め定めら れ担向 て金者

#### 出 向者 0) 退職

出人きいに取たさかもて対り時 から り時出 は、 に出向に出向 応する退 0) の出向元 ます。 出 向は ただし、 元出 が向 16 元 八へ負担に、出向に 退職 法人を退 A 担金が支 担金が大法 で 担金が大法

が人法て 人を退職した時、③出法人へ復帰した時、③出向先法人なこの負担金の支出の こ の れ ŋ )ます。 ②出向期間の時期に の時期に 間に対している。

の出 ③ 損向①あ 金先法は 出 向期 人 ② 額 问期間中に負担金を観に算入されます。 八の支出した事業の場合には、 にも該当するときは、 は、 次 の 2 一つの要 業年度 原 則、

続退 職

し

つてい

ること

あ 向法

りま

ハで引き

向

先 が

期人 間が

出

出す



イ の出 VIC 損向 基づいあらか 金の法 ること 額 人 かじめ定めた負担区公観に算入されます。人の支出した事業年時 · て定 期 的に支出 し て 分 度

**観として合理的に計算期間に対応する退職なるの支出する金額が** 

金が、

0) れ負出

た担向

算

ž

その支出

い向に 退職しても、出向者がおときでも認め 四先法人において 金額であることは なお、この負担 なお、この負担 なお、この負担 田向先法人で引きるが出向元法人ないて役員になっていて役員になっていて 出向者が出 的 元法人を て出額

> として勤とえその 入します。 支出した事 助務している 別き続き役員 引き続き役員 \*業年度 員出相 るときでも、 又向当 0) は 先 額 損 使法は 金に 用人にた

#### 籍 者 0) 退

5

① 次 負 3 す籍 る退 直 つの支給形態があります。 0) 職給 1転籍前 0) 与について 籍前 0) 法 0) 人が 法 人 は、 本 が

、給する、 一般に退職す 一般に退職す (2) 金 転 とし がする方法 後 は転籍後の法人を通じて退職する時に、本人に直籍者が転籍後の法人を実 仮の法人へ精時に転籍直接支給す の法人へ退職給与負担時に転籍前の法人から接支給する方法 担ら

その転籍者に対して支給した退籍前の法人及び転籍後の法人が転ととしている場合において、転 おにを職 在与 支給する K ついては、それぞれ 年数を通り 与 の額(は **地算して支給すっ** 精前の法人におは 料籍者に係る退職 相手方であ 与となります。 並額を含. 0 める法人 はおけることはいる 法 人に む。

> 退職者方である。 ま あ らる負 られる部へ 負担したと認められる退職給与の額の全部V相手方である法人のま る法 ののだ 法人 分のそ それ 贈 等 対 が転 金額の からみ する 与したものとされ のめの 額負担っ 退 らしの 記した法人 で大き、 でいた。 でいた

#### コ 口 ナ 禍 E お け る 助 成 金

助る と雇が縮影 6 は元の事業所に戻っては元の事業所に戻って、対象の前提は、雇田助成金として「産業と出向先の双方の事業と出向によります。 響により 小 を余 コ 口 事ナ して「産業雇用安定以方の事業主に対すな場合に、出向元はり労働者の出向元がなる場合に、出向元のの事業主に対する場合に、出向元のの事業を主いる場合に、出の元のの事業をある。 なくさ

とされ はる この れています。の事業所に巨威のため、出家の前提は、 産 業 未主が法-・ 安定 (つて) | 一向期 | 雇用 人 四期間終了が雇用維持を一 0) 助 り場合は法 働くこと 成 金 を受 後図

ŋ ź

# 制度の改正

行されています。 れ、2020年6 れ、2020年6月から順次施した確定拠出年金制度が見直さきるようにすること等を趣旨と く充長の実期 今回 期 企業や個-・5月に施行される改正 期 0) 改めて制度の概 小高就 一人が制 計劃 企業を含 労 が 0) 度を活用 八する む済 る 活用で る は り る 中 で 正点を 一要と

します。

#### 定拠 出 年金 制 度 の 概 要

唯定拠出年金は、:対象者と拠出額 拠出 され

を基に、 を基に、 ź 制 0) 来 運 の用 次の2年次の2年 いの2種 がの 類決合計

る加金 生年年年 金施

す。掛金には、拠出限度額がす。掛金には、拠出限度額が異なり、例えば、確定給付型の年金異なり、例えば、確定給付型の年金の年金を実施していない企業 人 実施の有無等によって金額設けられ、確定給付型の年報金には、拠出限度額す。掛金には、拠出限度額の被保険者です。 す。掛金は、保険の被収 ます。

コ 個人型 i D e C 0 7 デ

です 加 入対 象者 次 0) ح お ŋ

- 自 (同第二号被保険者)厚生年 金保険の被 号被保険者) 営業者等 (国 民 年 保 金 険 0) 者 第
- 専業主婦 (夫) 等 (同 第 三 号
- ます。ただし、 被保険者) デコプラス・中小事 金は加入者自身 i D を利用する場 e C o が 拠 出 + L

あ す額 例えば 額6万8千 入限 者 度 **屋額が設けられ、** 個人型年金におい 0) 種 自営業者 b 可

とができます。確定拠出年金と確定給付企業年金に分ける企業型年金は、確定拠出年 るこ 金 金 年 はは

「DC」、確定給付企業年金 「DB」とも表記されます。 企業年金の加入者数の推移 を担ってきた適格退職年金・ を担ってきた適格退職年金・ 生年金基金から、確定給付企 生年金(企業型 DC)に移行し 年金(企業型 DC)に移行し います(厚生労働省公表資料 います(厚生労働省公表資料 金(企業型 DC)に移行して金(DB)・企業型確定拠出年金基金から、確定給付企業担ってきた適格退職年金・厚担ってきた適格退職年金・厚した、長らく企業年金の中核 中移

い生年の分構 基本を支え、3階の公的年金が国民の · 金 造日 旦となっており、日本の年金制度は 個人年金と合 の年金制度は なニーズに わ 3 部の  $\frac{1}{2}$ が老後生活 対 せて老後 建 生語記で 階

個は 類ごとに定め 円となります。 お出 の場合は 金額は、でも拠れ 5 加出

れ 月 付給に付 は、 次 0

老齢 給

脱退一時 時時付付 金金金金

#### 日本の年金制度

- ・確定拠出年金
- 確定給付企業年金 ・厚生年金基金など

厚生年金保険

国民年金(基礎年金)

険 運 商用運 が通り、商品

b 0) が あ ŋ

#### 制 度改 正

#### 企 加 入可 能 年 の 拡 大

生

金

ことが めつ あ60被60 厚生年金保険 ( 乗所で引き続き のる場合、60 は、出 める年齢まで加すついて65歳未満の る年齢 歳以保険 歳未満 (者を加える) できる 入 者 とする。 (3)

## (改正後

L すを せ ることを定 い年齢とすることはできま が、一定の年齢を60歳より 加入者とすることもできま て「一定の年齢未満」であ なお、規約で定める資格と 者とすることができる 70歳未満)であれば加厚生年金保険の被保険 め、 65 歳未満」 入者

#### 個人型 i D e C o

険 60 殴者が加い 入 0) 八可能。 0) 被 保

正

なば 加 可 者 で あ n

外居住者は加入できるようこしていれば加入できるようこしたが、国民年金に任意加入の居住者は加入できませんで 意 号被保険者) 被 らります。 加 保険者等 入被保険者も加 のうち、 · 国 や国民年 に 年 入可能 年金の 金 60 能と任二の上

# 企業型 DCのな 老齢給付金

の加入は可能の老齢給付金 ŧ, iDeCoの老齢給付金を受には再加入できません。また、受給した方は、企業型DC ルです。司 策 ⁻ も、iDeCoへの加入は可しも、iDeCoへの加入は可しるを受給された方であってしまる。 □ 13互DCの老齢給し 給され 能 付 なお、企業型DCのは再加入できません。 老齢給付金を受給された方 た方は、iD 可能です。 企業 e C o に D C

# 脱退 企業型

D C 0) 中 途 引 き 出

> を移換。iDeCoに資産をを移換。iDeCoに資産を移換。iDeCoに資産を DC やiDeCob 円を超える場合、なお、 5 個外し 于 いました。なお、 を超える場合、他の企業型いました。なお、1万5千千円以下である方に限られ人別管 理資 産の 額が1万 別 DeCoなどに資産 が

を した。 (改正 後

換しなくても企業型DCの をの受給要件を満たしている なの受給要件を満たしている ても、iDeCoの脱退一:1万5千円を超える方であ個人別管理資産の額 脱退一時金を受給できるよう なります。 っが

### 2 個人型(iDeCo) 行》

れていたのは、国金の受給)が例如 ていました。 料免除者で 正 が例外的に認な あ る方 に限 脱退 いられ保めらり

> こと 返 国 民 資産 を受給できるようになります。 は、iDeCoの脱退一時金の一定の要件を満たす場合に 制 金 度間 額 拠 が少額であることなど でき 出 の [期間 年金資産の移換の い被 が 方 保 短いことや、 者となる 通

を の を可能としてきましたが らに改善が図られました。 具体的には、今年うっ 具体的には、今年うっ のを繋がの際の制度間のが 移換が可能になります。 資産 5 個 移人 次 さ

終了し (DB) からiD た確定給付企業年金 e C o ^ 0)

加入者の退職等に伴う企年金資産の移換 年金資産の移 D Cから通算企業年金 へ業の型

DCが共同で恐給付企業年金( っている企業年金連合会が、 等向けに運用する年金の一いる企業年金(DB)や企業型企業年金連合会が、退が共同で設立し会員となが、場合のでのでは、確定のででは、確定のでは、できる。 算企業年金」とは、 換

7 — 4 月号

#### 正しい経営

1960年代前半、M・フリードマン(米国・経済学者) は、"企業経営者の役割は株主利益最大化である"と主張しました。

米国企業経営は1980年代、90年代と企業経営はその方向で発展。このような流れで、例えばコンピュータ会社のIBMは、自社の株価を上げるためコンピュータ部門を中国に譲渡、コンサルタント会社になりました。また、経営者の報酬は自社の株式で支払われる(ストックオプション制度)等も現われ、反面では従業員の生活は無視され、米国会社は富の深刻な偏在が起こったのです。

2008年、リーマンブラザーズの倒産、 今回のコロナパンデミックの問題では、経 済発展を自由に任せることを問題視し、修 正しつつあります。

同時に、企業経営では「正しい経営とは 何か」が問われてきたのです。 そのような流れで我が国においては、 2010年「日本でいちばん大切にしたい会社」 大賞が創設されました。

本賞では、人員整理はしない、下請けに コストダウンを強制しない、法定の障害者 雇用率を上回る、重大な労災がない、そし て黒字経営を堅持、の全ての条件を満たす 会社から優秀な会社を選出します。

この基準の考え方は、別の観点で「5つの人」を重視する経営ということができます。

つまり、1番目は社員とその家族、2番目は外注先・下請企業、3番目は顧客、4番目は地域社会、5番目は株主を大切にする。

上記の優先順位には意味があり、「顧客に商品・サービスを提供するのは社員。顧客のことを考えるより、社員の幸せを先に考えるのが経営者の仕事 | となります。

大切にしたい会社、つまり、「正しい経営」 までの道のりは難しいものですが、実行し ていきたいものです。

説成長で地球を救えるか、果てしない経済成長をやめて 、その後の5年間で地 は両立せず、無視されました。 は両立せず、無視されました。 は両立せず、無視されました。 は両立せず、無視されました。 は両立せず、無視されました。 は両立せず、無視されました。 は両立がに伝統的な資本主義と がに伝統的な資本主義と がに伝統的な資本主義と がに伝統のな資本主義と

の環とするドーナツ状の円板を地球が耐えられる上限」を外側間の活動によって生じる負荷にを内側の環、「環境の天井。人な生活を送るのに必要な条件」 想定し、 らの環も突き破 ナツの 社会の基盤。 つの選択肢として挙 が「ドーナツ経済学」 いう考え方です。 経済活動は )実体部 どうす 分 誰もがまとも って 両者の で 行 は 一です。 蕳 け

#### "ナンバー2"の扱い

多くの中小企業経営者は、自分の不得意な分野で力を持つ社員を"ナンバー2"として迎えます。そして、期待をかけます。

これにより、「3人から15人へと発展していく飲食業者」、「4人の専門建設業者から20人の工務店」等成長する過程で、ナンバー2が力を発揮し、成果をあげます。

するとナンバー2は「社長が出来ないことを俺がやっている」という自信から、「自分がいないとこの会社は回らない」といった感情に変る…。

何年かこのことが続くと、社長の発言を 陰で否定するようになり、いずれ会社を去 ることになる…。

これは、ナンバー2が悪い訳ではなく、 社長が仕事を他人に任せたことに原因があ ります。社長は、自らしなくてはならない 仕事、すなわち会社全体はもとより、個々 の社員に目を配り、自らの思いを常に会社 の隅々にまで浸透させるのが仕事なのです。